

最近の監査役関連トピックス

1. 2018年3月30日 日本取引所自主規制法人

「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を公表

2月21日に上記案をパブリックコメント手続後、3月30日に確定して公表した。

すでに日本取引所自主規制法人では2016年2月24日に「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を策定し、実際に不祥事に直面した上場会社の速やかな信頼回復と確かな企業価値の再生に向けた指針を提示した。今般、不祥事の事後対応に加え、不祥事の発生そのものを予防するための上場会社の取り組みに資するため、本プリンシプルを策定した。以下の6原則からなる。(詳細は日本取引所自主規制法人HP参照)

- 原則1 実を伴った実態把握 原則2 使命感に裏付けられた職責の全う
原則3 双方向のコミュニケーション 原則4 不正の芽の察知と機敏な対応
原則5 グループ全体を貫く経営管理 原則6 サプライチェーンを展望した責任感

2. 2018年2月28日 会社法見直しに関する中間試案を公表

会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案および同補足説明が公表された。

2017年4月より、法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会において、会社法見直しの検討が進められていたが、第10回会議(2月14日)において、本中間試案がまとめられた。パブリックコメントは2月28日から4月13日の期間で終了した。

①株主総会における規律の見直し②取締役等に関する規律の見直し③その他からなる。

①では、インターネットを利用する方法による株主総会関連資料の提供を促進することを目的とする制度の新設や株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、提案できる議案数の制限、内容による提案の制限に関する規定を新設すること等がまとめられている。

②では、適切に職務を執行するインセンティブを付与する手段として機能するように取締役の報酬等に関する規律を見直すことや会社補償、会社役員賠償責任保険(D&O 保険)に関する規定を設けること、社外取締役の活用等に関してまとめられている。

③では、社債の管理や株式交付に関してまとめられている。

なお、中間試案は確定的な案ではなく、これまでの審議結果を中間的にまとめたものであるため、同一の検討項目については、複数の選択肢が示されている。例えば、社外取締役の義務付けについては、部会において意見が分かれたため、設置すべきとするA案、現行の規律を見直さないとするB案の二つが掲げられている。

3. 2018年3月26日 「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」を公表

2018年3月13日「第15回スチュワードシップ・コード及コーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」により、「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」および「コーポレートガバナンス・コード(改訂案)」が公表され、3月30日に東証からパブリックコメントに付された。コメント期限は4月29日まで、本年6月を目途に実施予定である。(CG 報告書は準備ができ次第速や

かに遅くとも12月末を目途に提出)

投資家と企業の対話ガイドライン(案)は、前文及び①経営環境の変化に対応した経営判断②投資戦略・財務管理の方針③CEOの選解任・取締役会の機能発揮等④政策保有株式⑤アセットオーナーからなる。

前文にて、本ガイドラインは、両コードの附属文書として位置づけられるものである。このため、本ガイドラインは、その内容自体について「コンプライ・オア・エクスプレイン」を求めるものでないが、両コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」を促すことを意図している。企業がコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する場合(各原則が求める開示を行う場合を含む)や、実施しない理由の説明を行う場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえることが期待される。とされている。

■投資家と企業の対話ガイドライン案とCGコード改訂案の主なポイント

◇対話ガイドライン①、②に対応

原則5-2で「自社の資本コストを的確に把握した上で」経営戦略や経営計画を策定・公表すべきこと等が示された。

◇対話ガイドライン③CEOの選解任・取締役会の機能発揮に対応

CEOの資質や選解任手続、後継者計画の策定・運用、経営陣の報酬の決定等に関して取締役会が果たすべきこと等が補充原則4-3②の新設等により明示された。

また、原則4-8にて「十分な人数の独立社外取締役を選任すべき」こと、補充原則4-10①にて取締役会の下に設置すべき諮問委員会は、「指名委員会・報酬委員会など独立した」ものであること。原則4-11にて取締役会の多様性は、「ジェンダーや国際性の面を含む」ことや監査役に求められる能力等が明示された。以下はガイドライン。

□3-10 監査役に適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が選任されているか。

□3-11 監査役は、業務監査を適切に行うとともに、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

◇対話ガイドライン④政策保有株式に対応

原則1-4において、主要な政策保有株式でなく、個別の政策保有株式について保有の適否の検証・検証結果の開示をすべきこととされた。また、保有させている側は売却等を妨げるべきではないこと等と示した補充原則1-4①が追加された。

◇対話ガイドライン⑤アセットオーナーに対応

「原則2-6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が追加された。

以上